



平成17年6月13日

各 位

会 社 名 小田急不動産株式会社  
代表者名 取締役社長 荒川 正  
(コード番号 8832 東証第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 市川 文男  
(T E L 03-3370-1110)

株式会社東京証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、平成17年5月30日付けで、株式会社東京証券取引所より「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

以上

添付書類：改善報告書

平成17年6月13日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 鶴島琢夫様

小田急不動産株式会社  
代表取締役社長 荒川 正



## 改善報告書

このたびの個人名義株式に関わる有価証券報告書等への不実記載等の件について、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第22条第3項および第23条第2項の規定に基づき、その経過及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

### 1) 経緯と事実概要

#### 1 個人名義株の発生の経緯

##### (1) 事実関係

当社では、当初昭和46年頃、東京証券取引所第二部への上場を目指している最中、グループ会社が当社株式の増資（第三者割当）の際に、自社名義での購入のほかに当該会社の役員・従業員名義で購入しました（箱根登山鉄道株、箱根ロープウェイ株、小田急バス株ほか）。

その後、昭和47年から昭和48年頃、東京証券取引所第二部から第一部への指定に際しても、グループ会社の所有する株式の名義が当該会社の役員・従業員に名義変更され個人名義株となりました（小田急電鉄株、株小田急百貨店ほか）。

これらにより、昭和49年3月末日時点で、271名、3,474千株の名義株が存在することとなりました（株主数、株式数は一部推定）。

個人名義株が発生した当時、東京証券取引所第二部への上場（昭和47年1月4日）の際には上場基準を十分に満たしておりましたが、東京証券取引所第二部から第一部への指定（昭和48年8月1日）に際しては、これらの個人名義株を除くと浮動株式数および浮動株主数ともに第一部銘柄指定基準を下回っておりました。また、昭和51年3月期から昭和57年3月期におきましては、浮動株式数で第一部から第二部への指定替え基準を下回っておりました。なお、昭和58年3月期以降は、本基準を満たしております。

当時当社としては、本来個人の実質的株主を求めて、出資ないし株式譲渡を受けるなどして実質的な株主となってもらうことも容易であり、会社としてはそのようにすべきところでありました。

しかし、当時個人名義株への問題意識がなかったことから、個人に負担をかけないで簡便かつ迅速に個人株主を作出できる個人名義株の方法がとられたようでした。

##### (2) 過去における個人名義株の認識

このような個人名義株の方法を採用した理由としては、①株主名簿の記載にしたが

って株式を取扱えば会社として免責されるとする商法の規定があることに漫然と依拠し、問題意識をもちえなかったこと、株式上場時に関係会社所有株式の名義を個人とする個人名義株の方法については、この方法が一般的に採用されているとの幹事会社（山一証券株）の指導のもと実施したことなどの事情がありました。

また当社においては、有価証券報告書等の「株主の状況」の記載は総務部が担当しておりますが、その際、会計監査法人などからも大株主の記載と株主名簿の上位10名について確認されたのみで「名義株式」の有無を調査されたことがなく、それが有価証券報告書等の虚偽記載にあたる可能性があるとの指摘を受けたことはありませんでした。しかも証券代行会社からも個人名義株の存在について特段異例なものという指摘を受けたことはなく、他の上場企業にも相当数で見られる、ありふれた事象であると認識していました。

そのため当社では、従来個人名義株が違法とまではいえないが「不適切な存在」であり、その解消は将来的な「経営課題」であると認識してきたため、昨年10月の西武問題の発覚までは「将来的に解決しなければならない問題である」という程度の認識でした。

その結果、当社は、「株価への影響」等への配慮もあって実質株主であるグループ会社と個人名義株の解消方法・時期等具体的な協議をするまでには至りませんでした。

### (3) 個人名義株の判明およびその解消について

当社では、昨年10月に西武問題が発覚した後は、当社の個人名義株の「早期解消」が必要であり、それが緊急かつ重要な「経営課題」であると認識されるに至り、同年10月、当社および小田急電鉄株との間で、個人名義株の問題について具体策を協議いたしました。

その後も引き続き、個人名義株解消に向けて両社において協議したものの、解消方法等について結論が出せない状況でありました。

その後、平成16年11月に小田急電鉄株より、当社の個人名義株は「早急にグループ内で処理する」旨の提案が示され、当社で手続きを行い、同年12月上旬までに全ての個人名義株が解消されました。

その際、投資家保護のために必要な企業内容等の開示（ディスクロージャー）という観点から問題を十分検討することを怠ってしまいました。

### (4) 有価証券報告書等の一斉点検への対応について

上記のとおり、当社では個人名義株の存在を認識しておりましたが、昨年11月の有価証券報告書自主点検の際、平成16年12月15日付で「訂正の必要がない」旨の回答をいたしましたのは、次の理由によるものであります。

西武問題の報道を受け、小田急グループとして個人名義株が存在している状況を早急に是正する必要があると判断されたことから、平成16年12月上旬までに個人名義株が全て解消されていたことを当社では認識していた。

当該個人名義株を実質保有とした場合でも、平成12年3月期から平成16年3月期までの期間において、東京証券取引所が定める上場廃止基準、同取引所市場第一部から第二部への指定替え基準に抵触する状況にはなく、また、親子会社

関係など会社支配に与える重要な開示情報に影響はないと判断した。

以上の結果として、当社では、投資家保護のために必要な企業内容等の開示（ディスクロージャー）よりも社内事情を優先させるという判断の誤りをいたしました。

#### **(5) 本年4月の貴取引所からの名義株に関する照会への対応について**

本年4月13日に、貴取引所より名義株存在の有無に関し、配当金支払先や株主宛通知の発送先など、具体的な調査の視点も踏まえた照会をいただきましたことから、情報開示統括部門におきまして対応を検討しましたが、当社内に上記(4)の認識があったことから、平成17年4月19日、過年度5期を通じて調査したが名義株は存在しない旨の不実の回答をいたしました。

このことは適正な情報開示の必要性について軽率な判断をしたという意味で、企業内容等の開示につき責任を負う上場企業としてあってならない対応であったと認識いたしております。

#### **(6) 貴取引所宛提出書類「株式の分布状況表」に不実の記載が行われていたことについて**

当社においては、従来株主名簿の記載にしたがって株式を取扱えば会社として免責されるとする商法の規定があることに漫然と依拠し、個人名義株への問題意識がなかったことから、有価証券報告書等の「株主の状況」の記載や貴取引所宛提出書類の「株式の分布状況表」の記載が虚偽記載にあたる可能性となるとの認識がなく、従来からの株主名簿の記載に従った株主取り扱いを継続しておりました。

そのため当社は貴取引所に対しても、株主名簿の記載に依拠して貴取引所宛提出書類の「株式の分布状況表」に虚偽の記載をなし、これを提出しておりました。

西武問題が発覚し昨年11月の有価証券報告書自主点検の依頼を受けた後も、当社では、投資家保護のために必要な企業内容等の開示（ディスクロージャー）をないがしろにしてしまう誤りをおかし、平成16年12月上旬までに個人名義株が全て解消されていたことなどから、有価証券報告書等の「株主の状況」の記載や貴取引所宛提出書類の「株式の分布状況表」の記載を過去に遡って訂正するとの判断に至りませんでした。

その後、平成17年5月16日、当社に関東財務局より、株主の状況に関する資料について平成17年5月26日までに提出を求める旨の依頼文が送付されてきたことから、過去に遡って有価証券報告書等の「株主の状況」の記載や貴取引所宛提出書類の「株式の分布状況表」の記載を訂正する必要があるとの認識に至りました。

その後本年5月17日、小田急電鉄(株)において開催された検討会で、当社および小田急建設(株)の個人名義株が存在していた事実を小田急グループとして認識し、有価証券報告書等を訂正することを発表することが決定されました。

## **2. 個人名義株に関する株主権等について**

### **(1) 配当金の支払い**

配当金については、個人名義株分についても通常のとおり、支払通知書（標記上の受取人は他人名義人）を株主名簿に登録された住所（実質所有会社の本社気付）に郵送し、実質所有会社はその支払通知書により郵便局（平成2年までは銀行）で配

当金を受け取りました。

ただし、小田急電鉄(株)と(株)小田急百貨店については、支払通知書を郵送せずに留置きにして当社にて預かり、他人名義株式分の配当金総額を両社の銀行口座に直接振り込みました。

## (2) 株主総会にかかる招集通知及び議決権行使

招集通知については、個人名義株についても通常のとおり、株主名簿に登録された住所(実質所有会社の本社気付)に郵送いたしました。ただし、小田急電鉄(株)と(株)小田急百貨店については、当社にて留置き(留置き指定物に同封された不送付一覧表と合致しているかどうかを照会した後、当社ストック用として資料室に保管)しておりました。

議決権行使は、実質所有会社が議決権行使書に印鑑を押印して、当社に提出するのが通常でしたが、小田急電鉄(株)と(株)小田急百貨店については、同社の了解を得て当社に保管されている印鑑を押印することで、株主総会前日までに当社に送付され行使された他の行使書と同様の処理を行うのが慣習となっております。

## (3) その他の書面等

株主総会終了をもって送付される決議通知、事業報告書、株主優待券等については、招集通知と同様、当社の参考資料として資料室に保管しておりました。

## 不適切な情報開示等を行ってきた原因(問題点)と業務改善の必要性

### 1. ディスクロージャー制度への認識不足

当社では、株主名簿の記載にしたがって株式を取扱えば会社として免責されるとする商法の規定があることに漫然と依拠し、様々な事情により問題意識をもちえなかったことから(問題意識の欠如)、個人名義株の解消は「将来的に解決しなければならない」程度の問題にすぎず、経営の重要課題であるとの認識がありませんでした。そのためもあって有価証券報告書等につきましても、実質株主と株主名簿の記載の乖離についての「適正な情報開示の必要性」に対しての認識も乏しかった(適正開示の認識不十分)と考えております。

すなわち当社が、個人名義株問題につき長年に亘り不適切な情報開示等を行ってきた根本原因といたしましては、当社役員には企業内容等の開示(ディスクロージャー)の重要性に関する認識はありましたが、それは会社の財務内容や事業内容等に関する情報についての認識に止まり、それに関する正確かつ適時に開示することについては重要な経営課題として認識し適正開示に努めていたものの、個人名義株の問題が企業内容等の情報として重要性をもつことの認識が乏しかったことによるものと考えられます。

そのため有価証券報告書等の「株主の状況」の記載が実質株主と乖離しており虚偽記載に該当するとの認識を欠いており、個人名義株の問題が証券取引法における企業内容等の開示制度(ディスクロージャー制度)と関連して重要問題であるとの認識をもっていなかったといえます。

したがって株式を公衆に向けて発行し流通させている上場企業として、投資家保護を主眼とする企業内容等の開示制度(ディスクロージャー制度)の重要性を再認識し、証

券市場において株式取引が公正かつ適正になされるためには、株式の実質所有についても適正に開示することが重要であると再認識することが必要と考えます。

## 2. コンプライアンスの観点から

西武問題が発生し、個人名義株が「早急に解決すべき重要な経営課題」と認識した後においても、当社では、事実の公表によって問題が波及的に拡大することへの過度の警戒から、投資家保護のために必要な企業内容等の開示（ディスクロージャー）をないがしろにしてしまう誤りをおかし、個人名義株が解消すればそれでよしとしてしまい、当該個人名義株が解消すれば重要な情報開示に問題があっても仕方がないと判断してしまいました。

そのため平成16年11月関東財務局から「有価証券報告書等の記載に係る自主的な点検について」と題する書面を受領した後、当社は平成17年12月15日付けで「訂正の必要がない」旨の虚偽の回答をいたしました。

このことは企業内容等の開示制度（ディスクロージャー制度）に不適法といえる報告をなしたものであり、法令遵守（コンプライアンス）の観点から問題があったといわざるを得ない結果となったと認識しております。

当時当社には個人名義株の解消と公表にあたってコンプライアンスよりも「ルールに反するが経営上やむを得ないとする考え方」を優先した判断ミスがあったことが、今回の原因であると考えております。

## 3. 当社の問題点と改善の必要性

以上今回の個人名義株に関する不適正な情報開示の問題は、当社の経営において、投資家保護のための企業内容等の開示制度（ディスクロージャー制度）についての認識不足があったことと、企業の法令遵守（コンプライアンス）体制に対する認識不足が背景にあり、これが原因となったものと認識いたします。

とくに長期に亘り個人名義株が存在することを認識しながら問題解消を先送りにし、事実の公表による波及的影響を恐れる余り事実の開示を遅延したことは、今後の業務改善の重要な課題といえます。

さらに、当社経営陣の上記のような認識不足に加え、当社内における業務牽制の低下と社内監査の不徹底により不正確かつ不適正な情報開示に対し、これを社内で牽制し適正開示を求めることのできる内部統制・内部監査の体制が十分機能しなかったことが露見したものであります。

そのため当社としては、早急に後述の改善措置を実行し株主および投資家の皆様からの信頼の回復に努める所存です。

## 4. 今回の訂正が投資家および証券市場に与えた影響についての認識

不実記載の事実が証券市場への信頼を大きく揺るがすとともに、投資家等の皆様に非常なご心配、ご迷惑をおかけすることになり、また、5月21日に東京証券取引所から開示注意銘柄に指定されてから5月30日付で解除されるまでの間、上場廃止等のご不安をもたれたことに対し、ここに改めて深くお詫び申し上げる次第です。

企業経営は、誠実性、透明性、法令遵守といった基本的な事柄を前提としてはじめて成

り立つものであり、市場に対する正確かつ適切な情報開示は、経営者としての最大の責務であります。この責務を果たさず、市場からの期待や信頼を傷付け、全てのステークホルダーの皆様方に多大なご迷惑をお掛けしましたことに対する経営トップとしての責任を明確にするため、取締役社長の遠山一徳は、6月10日をもって当社ならびにグループ会社の役員を全て辞任いたしました。

## ）再発防止に向けた今後の改善措置

### 1．ディスクロージャー制度に関する意識改革

当社が、個人名義株問題につき長年に亘り不適切な情報開示等を行ってきた根本原因といたしましては、当社役員および有価証券報告書等の作成に携わる当社担当者に投資家保護のための企業内容等の開示制度（ディスクロージャー制度）についての認識不足がありました。そのため個人名義株の問題が企業内容等の情報として重要性をもつことの認識が乏しかったことによるものと考えられます。

当社では、今後役員および有価証券報告書等の作成に携わる当社担当者に定期的な講習会を開催して啓発教育を行い、法令遵守の徹底、適時開示等に関する意識改革を図って、企業内容等の適正開示（ディスクロージャー）の意識を徹底します。

### 2．コンプライアンス体制の再整備

#### (1) コンプライアンスマニュアルの改訂

当社では、平成15年11月にコンプライアンスマニュアルを作成し、役員、従業員全員に一冊ずつ配布しておりますが、今回の件をコンプライアンスマニュアルに教訓として記載して、不適切な状態の継続や「ルールには反するが経営上やむを得ないとする考え方」の優先は、たとえ社内的な「大義名分」があろうとも、結果としてコンプライアンスにもとづかない行動がいかにかに大きいダメージをもたらすかを、全社に浸透させるよう努めます。

また、コンプライアンスマニュアルの配布にとどまらず、一年に1回、管理職以上を対象に定期的に講習会を開催し、従業員の法令遵守意識を向上させます。

コンプライアンスマニュアルの改訂にあたっては、具体的には以下の事項を明記いたします。

当社および当社グループ会社の目先の経済的利益よりも、まず法令遵守を優先することが重要であることを改めて記載。

今回の件をコンプライアンスマニュアルに具体的教訓として記載して、いかにコンプライアンスの欠如が企業の信頼を失い、企業の利益に反するかを全社に浸透させるとともに、今後の当社業務に反映させてまいります。

グループ内名義株式の禁止確認。

#### (2) 株式監視委員会の設置

当社は、平成15年からコンプライアンス委員会を設置して、社内の法令違反の未然防止に努めてまいりましたが、個人名義株については同委員会内にも十分な問題意識が及ばなかったため、その解消が遅延してまいりました。

現在当社におけるグループ会社内の個人名義株は解消いたしておりますが、今後の個人名義株の再発等を監視するため、コンプライアンス委員会内に「株式監視委員会」を設置して、個人名義株を含めた当社発行株式に関しての問題の発生を調査、確認する体制を整えるものとします。

「株式監視委員会」は、今後の個人名義株等についての社内の意識を高めるため、年2回（有価証券報告書と半期報告書の作成に合わせて）、個人名義株を含めた当社発行株式に関しての問題発生の有無を社内に公表し、問題の社内風化を防止するものとします。

### 3. 内部統制・内部監査体制の強化

当社が、個人名義株問題につき長年に亘り不適切な情報開示等を行ってきた根本原因といたしましては、当社役員等に企業内容等の開示制度（ディスクロージャー制度）についての認識不足があったことに加え、当社内における業務牽制の低下と社内監査の不徹底から、これを社内で牽制し適正開示を求めることのできなかつたことも重要な要因であります。

したがって当社における内部統制・内部監査の体制が十分機能するようにすることが重要な経営課題であることも判明いたしました。そのため当社としては、以下の措置を実施いたします。

#### (1) 監査役会の機能強化

当社においては監査役会制度を採用しておりますが、今後は監査役会に対し、大株主の記載と株主名簿の上位10名などについて報告するだけでなく、その内容としての実質株主等についても報告し、個人名義株式の有無およびその他株式に関する事項を監査の対象とする意識を強めるようにします。

また、監査役会が取締役会や代表取締役に「物言える監査役会」となるよう機能強化に努め、有価証券報告書等や貴取引所に対する提出書類における記載が虚偽報告となっていないかの監査を強化し、訂正すべき事項を発見した場合、取締役に明確に訂正を求めることができるようにします。

#### (2) 内部監査室の設置

個人名義株の問題は、実際の事務的な株式取扱作業の段階での監視・相互牽制を強化する必要があり、また監査役では有価証券報告書等や貴取引所に対する提出書類の作成過程までは関与・監視することが実務上困難な面があるため、取締役社長の直下に「内部監査室」を設置して、内部統制・内部監査の強化に努めます。

内部監査室は、執行部門から独立した立場で、業務監査に関する調査・監査権限を有するものとします。内部監査室が、当社の業務執行に問題があると判断した場合には、監査役会およびコンプライアンス委員会に報告すべき義務を負うものとし、全取締役ならびに経営幹部（部長、グループリーダー）に対して、業務改善のための指令を与える権限を付与いたします。

内部監査室は、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について定期的に取締役会および監査役会に報告するものといたします。

#### (3) 情報開示責任者の明確化と全社での関係体制・連絡体制の整備



今回の情報開示の問題は、情報開示責任者（総務部長）の権限と責任が明確でなく、また各部門がそれぞれ単独で開示情報を持つ中で、情報開示責任者に正確に情報が伝わらないことも一要因となっていたと思われます。

については、情報開示責任者を一般管理部門を統括する担当取締役（現在は専務取締役経営企画本部長）に変更するとともに、本情報開示責任者のもとに各部門の全部長を構成員とした開示情報連絡会議を月に1回定期的に開催することとし、全社での開示情報に係る連係・連絡体制を整備して、情報開示責任者の情報把握漏れを防ぐこととします。

#### 4．株式取り扱いマニュアルの改訂および規則化

名義株に係るマニュアル（配当金支払い、招集通知の留置き等）記載部分の削除ならびに取り扱い禁止項目の追加をいたします。

- (1) 決議通知、事業報告書、株主優待券等の留め置き禁止
- (2) 株主名の印鑑保有の禁止
- (3) 配当金振込指示書

配当金の振込については全て株主の個々の指示によるものとし、当社が配当金振込指示書などによって一括して株主名簿上の株主の名義と異なる名義の支払い先への配当金の振込み指示（他人名義の銀行口座への振込み）を行うことを禁止する。

- (4) 名義書換のための株券の預かりの禁止

株式の名義書換は、株主個人により行うものとし、当社が名義書換のために株券を預かることを禁止する（名義書換の代行事務の禁止）。

- (5) 報告義務

株主名簿上の株主の名義以外の口座への振込み、招集通知の株主名簿上の株主の住所以外への送付、個人株主の株主名簿への法人住所登録等については、問題の有無にかかわらず「株式監視委員会」への報告事項とする。

#### 5．関連部署担当者の意識強化、スキルアップ

今回の個人名義株の取り扱いおよび有価証券報告書への不実の記載について社内調査を実施した結果、株式担当者が業務の本質を理解せず、単に前任者からの申し送りとマニュアルに従って業務を処理したこと、また有価証券報告書の作成にあたっては「大株主」について実質所有で記載するという基本的なことを担当者が理解していなかったことが判明いたしました。

したがって、それぞれの業務のマニュアルの改訂だけでなく、株式実務および証券取引法等に関する知識を深めるため、一般管理部門において実務者レベルの勉強会を開催することとし、担当者の意識改革とスキルアップをはかることとします。

#### 6．証券代行との連携

以上、社内での改善策を記載しましたが、確実に再発を防ぐためには、証券事務の代行を委託している証券代行機関の協力が欠かせません。については、以下の事項について当社社長名にて依頼する所存です。

- (1) 留置き等の特例措置は原則として認めない。

- (2) 株式担当から異例な指示があった場合は「株式監視委員会」に通知する。

### ）改善措置のスケジュール

- (1) ディスクロージャー制度に関する啓蒙教育  
役員については、6月28日株主総会決議による新役員体制発足後ただちに、第1回目の勉強会をコンプライアンス勉強会と併せて外部の専門家を招いて開催します。  
担当者については、実務者レベルの勉強会と併せて6月末日までに第一回目の勉強会を開催します。
- (2) コンプライアンスマニュアル改訂等  
6月末日までに改訂を実施します。その後、7月中に、第1回目の講習会を開催します。
- (3) 株式監視委員会と内部監査室の設置  
6月28日付で組織改正と人事異動により実施します。
- (4) 監査役機能の強化  
6月28日株主総会決議による新監査役体制発足後の最初の監査役会で、具体策について協議します。
- (5) 開示情報連絡会議の開催  
第1回目の会議を6月16日に開催します。
- (6) 株式取り扱いマニュアルの改訂  
6月10日付で改訂いたしました。
- (7) 証券代行会社との連携  
同社と協議中です。

### ）実質的な個人株主の増加に向けた努力 - IR活動への注力

当社においては、個人名義株への問題意識がなかったことから、実質的に個人株主を増加させる努力を怠り、東京証券取引所第二部から第一部への指定などの要件に不足があると、安易に、個人に負担をかけないで簡便かつ迅速に個人株主を作出できる個人名義株の方法がとられてしまいました。

今後は、個人株主を増加させるためには日常的なIR活動による地道な努力が重要であることを十分認識し、当社において個人株主への情報開示に努め、当社の財務内容、事業内容等に関する情報について正確かつ適時に開示し、投資家に対し当社への理解を深め信頼の回復に向けて努力をいたします。

具体的には、当社の事業規模等の現状では、まずは、当社ホームページの見直しを含めたIT等の活用により株主各位とのコミュニケーションを大切に、また株主優待制度等の見直しをはかるとともに、投資家各位への情報開示を密にすることから実施し、その後、社外の専門家の協力を仰ぎながら新たなIR活動の検討を進めていきたいと考えております。

以上